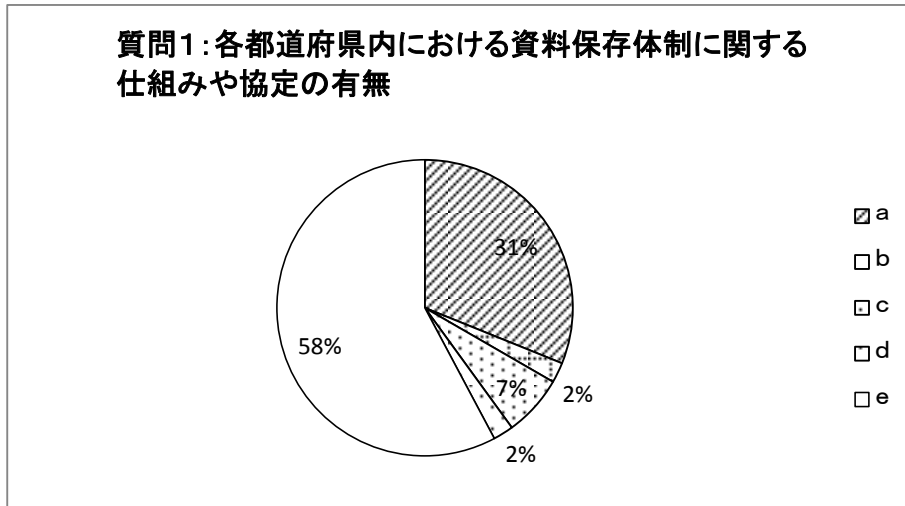


3 都道府県域における資料保存に関する調査の結果

<資料保存体制について>

質問1. 各都道府県内において資料保存体制に関する仕組みや協定等がありますか？該当するものを回答欄に御記入ください。

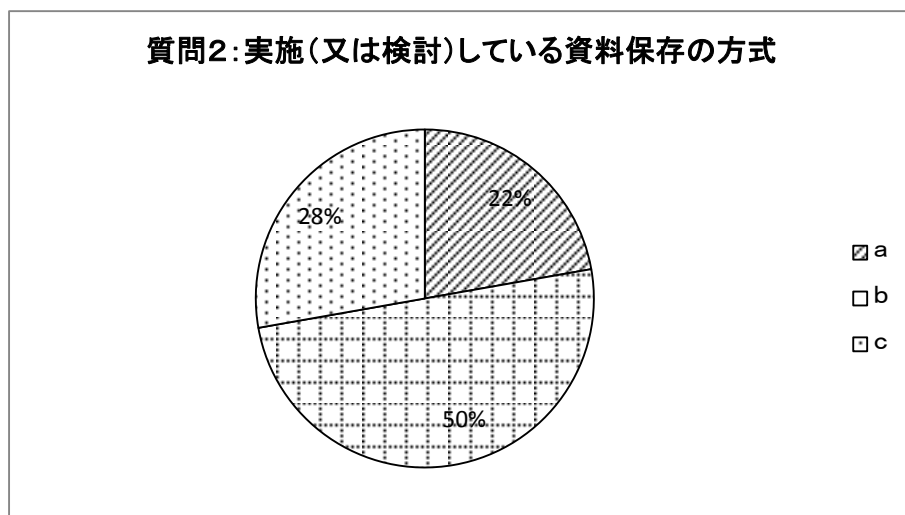
- a. 都道府県内全体である →質問2
- b. 都道府県内の一部地域である →質問2
- c. 県立図書館のみである →質問2
- d. 策定に向けて検討中 →質問2
- e. ない →質問9



a	14
b	1
c	3
d	1
e	26

質問2. 質問1でa～dを選んだ館に質問します。どのような方式で実施（又は検討）していますか？該当するものを回答欄に御記入ください。

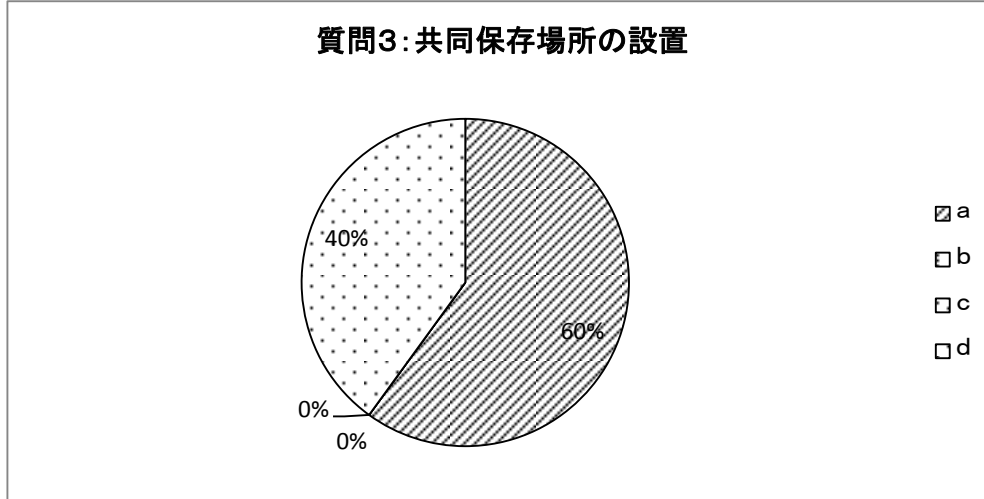
- a. 都道府県立図書館が主体となって、集中（共同）保存 →質問3へ
- b. 市町村立図書館と協定等を結び、分担保存 →質問4へ
(可能でしたら協定書等の写し又はデータの送付をお願いします。)
- c. aとbの併用 →質問3へ



a	4
b	9
c	5

質問3. 質問2でa又はcを選んだ館に質問します。共同保存場所の設置はどのようにしていますか？ 該当するものを回答欄に御記入ください。（回答後 →質問4へ）
 （検討中の場合は予定している方式を回答してください。）

- a. 都道府県立図書館の付帯施設（書庫等）
- b. 都道府県立図書館が公共施設等の借り受け又は移管
- c. NPO法人や民間業者の施設等の借り受け又は委託
- d. その他

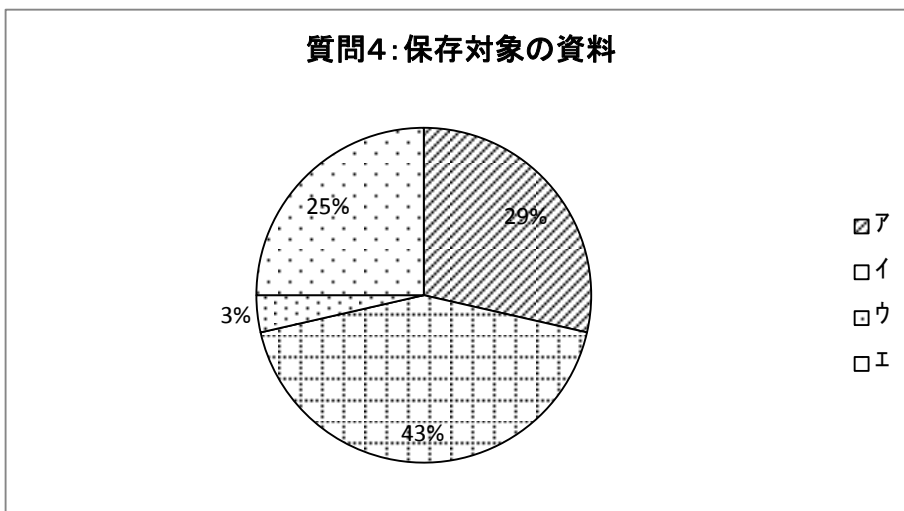


a	6
b	0
c	0
d	4

<保存資料について>

質問4. 保存対象の資料は、次のうちどれですか。該当するものを回答欄に御記入ください。
 （複数回答可）（回答後 →質問5へ）

- ア. 図書
- イ. 雑誌
- ウ. 視聴覚資料（CT・CD・VT・DVD・16mmフィルム）
- エ. その他



ア	8
イ	12
ウ	1
エ	7

質問5. 保存する資料はどのように選択していますか？（都道府県立図書館資料は原則的に保存対象に含むものとします。）（回答後 d～f→質問6へ、それ以外→質問9へ）

資料によって異なる場合は、質問4の記号を使って、以下の例のように回答欄に御記入ください。図書はc、雑誌はb、新聞はaの場合→アーc、イーb、エーa

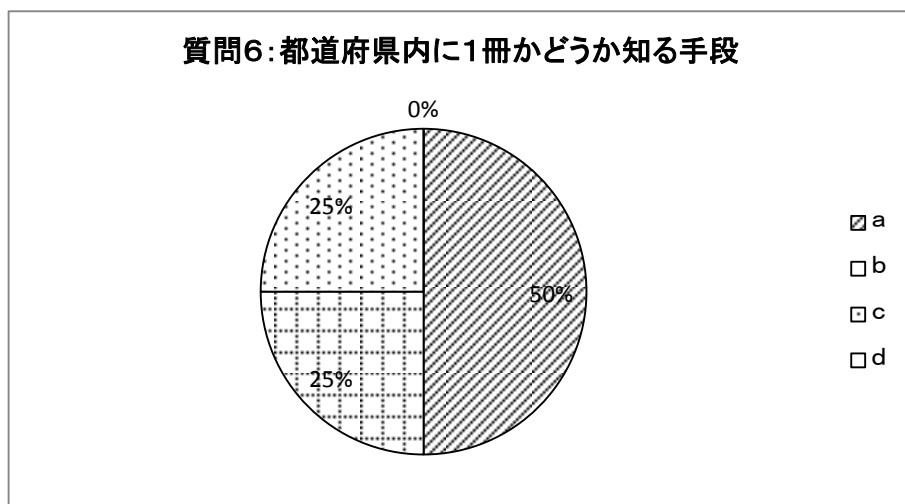
- a. 都道府県立図書館の資料のみを保存
- b. 市町村立図書館で除籍予定の資料を都道府県立図書館に連絡し、都道府県立図書館で保存を決定した資料
- c. 市町村立図書館で除籍予定の資料のうち、都道府県立図書館未所蔵資料で都道府県立図書館が保存を決定した資料
- d. 都道府県内に1冊となった除籍資料
- e. 都道府県内に1冊となった除籍資料のうち、都道府県立図書館が保存を決定した資料（市町村立図書館等からのリスト等による問い合わせ又は市町村立図書館から送付された現物からの選定も含む）
- f. 都道府県内に1冊となった除籍資料のうち、あらかじめ決められた分野の資料（ある特定分野を除く方式もここに含む）
→（可能でしたら、該当項目がわかる資料又はデータの送付をお願いします）
- g. その他

* 質問5の回答については、「都道府県域における資料保存に関する調査（結果）」参照

質問6. 質問5でd～fを選択した館に質問します。都道府県内に1冊かどうかを知る手段について当てはまるものはどれですか。該当するものを回答欄に御記入ください。

（回答後 → 質問7へ）

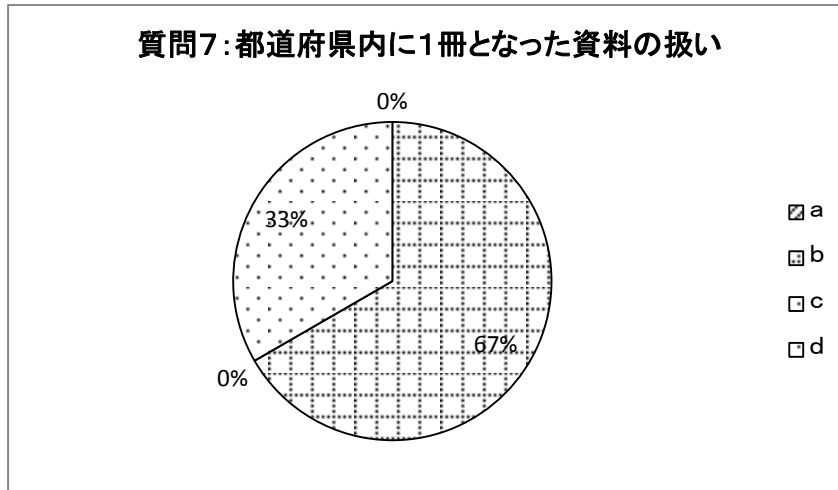
- a. 横断検索
- b. I S B Nを利用した総合目録又は所蔵リスト
- c. I S B Nのない資料も含めた総合目録又は所蔵リスト
- d. その他



質問7. 都道府県内に1冊となった資料の扱いについて該当するものを回答欄に御記入ください。

(回答後 → 質問8へ)

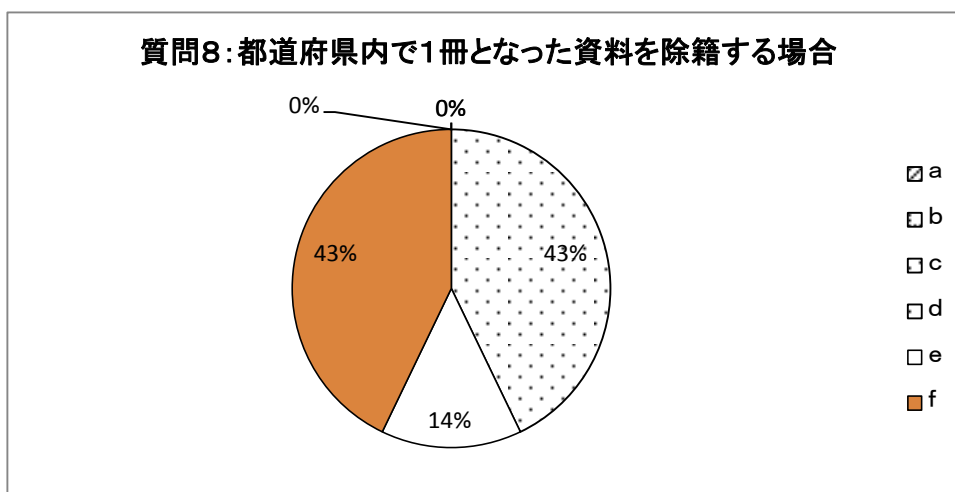
- a. 都道府県立図書館でリスト化し、各館の図書館情報システムに取込み、除籍時にわかるようにする
- b. 都道府県立図書館でリスト化し、各館でそのリストから所蔵資料を検索し、除籍時にわかるようにする
- c. 都道府県立図書館でリスト化して配布するが、各所蔵館の判断に任せる
- d. 都道府県立図書館で把握するのみ



a	0
b	2
c	0
d	1

質問8. 都道府県内で1冊となった資料を除籍する場合について該当するものを回答欄に御記入ください。(回答後 → 質問9へ)

- a. 所蔵館から都道府県立図書館へ移管
- b. 所蔵館で除籍後、都道府県立図書館資料扱いとして所蔵館で保管
- c. 除籍せずに所蔵館で保管
- d. 所蔵館の判断に任せる
- e. 都道府県立図書館に問い合わせ判断してもらう
- f. その他

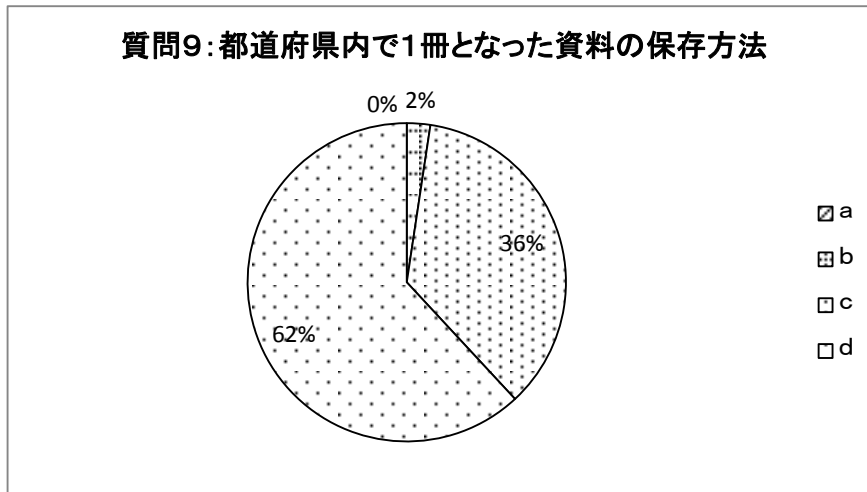


a	0
b	0
c	0
d	3
e	1
f	3

<保存方法について>

質問9. 都道府県内で1冊となった資料の保存方法について該当するものを回答欄に御記入ください。

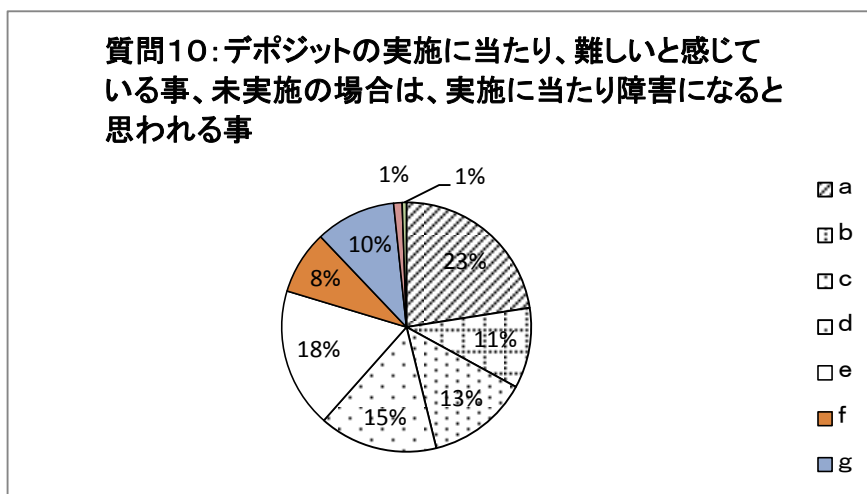
- a. 都道府県立図書館が中心となって、集中（共同）保存場所で保存
- b. 都道府県立図書館が中心となるが、市町村立図書館と分担保存
- c. 都道府県内で1冊であっても、所蔵館の判断で除籍しても構わない
- d. その他



a	0
b	1
c	15
d	26

質問10. デポジットの実施に当たり、難しいと感じている事、未実施の場合は、実施に当たり障害になると思われる事がありましたら、回答欄に御記入ください。（複数回答可）

- a. 保存場所の確保
- b. 市町村立図書館の理解
- c. 保存するか否かの判断
- d. 保存費用の確保
- e. 職員の負担増加
- f. 移管手続き
- g. 保存体制確立までの手順
- h. その他
- i. 特にない



a	41
b	19
c	24
d	28
e	33
f	15
g	19
h	2
i	1

合計	質問1					質問2			質問3			
	a	b	c	d	e	a	b	c	a	b	c	d
	14	1	3	1	26	4	9	5	6	0	0	4

合計	質問4				質問5	質問6				質問7			
	ア	イ	ウ	エ		a	b	c	d	a	b	c	d
	8	12	1	7		2	1	1	0	0	2	0	1

合計	質問8						質問9			
	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d
	0	0	0	3	1	3	0	1	15	26

合計	質問10								
	a	b	c	d	e	f	g	h	i
	41	19	24	28	33	15	19	2	1

4 都道府県域における資料保存に関する調査結果

都道府県	図書館名	〈資料保存体制について〉 質問1 各都道府県内において資料保存体制に関する仕組みや協定等がありますか？ a. 都道府県内全体である b. 都道府県内の一部地域である c. 県立図書館のみである d. 策定に向けて検討中 e. ない	質問2 どのような方式で実施(又は検討)していますか？ 【質問1でa～dを選んだ館を対象に質問】 a. 都道府県立図書館が主体となって、集中(共同)保存 b. 市町村立図書館と協定等を結び、分担保存 c. aとbの併用	質問3 共同保存場所の設置はどのようにしていますか？ 【質問2でa又はcを選んだ館を対象に質問】 a. 都道府県立図書館の付帯施設(書庫等) b. 都道府県立図書館が公共施設等の借り受け又は移管 c. NPO法人や民間業者の施設等の借り受け又は委託 d. その他	〈資料保存について〉 質問4 保存対象の資料は、次のうちどれですか？ 【複数回答可】 ア. 図書 イ. 雑誌 ウ. 視聴覚資料 エ. その他	質問5 保存する資料はどのように選択していますか？ a. 都道府県立図書館の資料のみを保存 b. 市町村立図書館で除籍予定の資料を都道府県立図書館に連絡し、都道府県立図書館で保存を決定した資料 c. 市町村立図書館で除籍予定の資料のうち、都道府県立図書館未所蔵資料で都道府県立図書館が保存を決定した資料 d. 都道府県内に1冊となった除籍資料 e. 都道府県内に1冊となった除籍資料のうち、都道府県立図書館が保存を決定した資料 f. 都道府県内に1冊となった除籍資料のうち、あらかじめ決められた分野の資料 g. その他	質問6 都道府県内に1冊かどうかを知る手段について当てはまるものはどれですか？ 【質問5でd～fを選択した館を対象に質問】 a. 横断検索 b. ISBNを利用した総合目録又は所蔵リスト c. ISBNのない資料も含めた総合目録又は所蔵リスト d. その他	質問7 都道府県内に1冊となった資料の扱いについて該当するものはどれですか？ a. 都道府県立図書館でリスト化し、各館の図書館情報システムに取り込み、除籍時にわかるようにする b. 都道府県立図書館でリスト化し、各館でそのリストから所蔵資料を検索し、除籍時にわかるようにする c. 都道府県立図書館でリスト化して配布するが、各所蔵館の判断に任せる d. 都道府県立図書館で把握するのみ	質問8 都道府県内で1冊となった資料を除籍する場合について該当するものはどれですか？ a. 所蔵館から都道府県立図書館へ移管 b. 所蔵館で除籍後、都道府県立図書館資料扱いとして所蔵館で保管 c. 除籍せずに所蔵館で保管 d. 所蔵館の判断に任せる e. 都道府県立図書館に問い合わせ判断してもらう f. その他	〈保存方法について〉 質問9 都道府県内で1冊となった資料の保存方法について該当するものはどれですか？ a. 都道府県立図書館が中心となって、集中(共同)保存場所で保存 b. 都道府県立図書館が中心となるが、市町村立図書館と分担保存 c. 都道府県内で1冊であっても、所蔵館の判断で除籍しても構わない d. その他	質問10 デポジットの実施に当たり、難しいと感じている事、未実施の場合は、実施に当たり障害になると思われる事、未実施の場合は、実施に当たり障害になると思われる事はどれですか？ a. 保存場所の確保 b. 市町村立図書館の理解 c. 保存するか否かの判断 d. 保存費用の確保 e. 職員の負担増加 f. 移管手続き g. 保存体制確立までの手順 h. その他 i. 特にない	質問11 質問1～10の設問以外での資料保存について御意見等
北海道	北海道立図書館	c	a	a	ア、イ、ウ、エ	全てb, c			d	a	特になし。	
青森県	青森県立図書館	e							d 特になし	a, b, c, d, e, f, g		
岩手県	岩手県立図書館	e							c	a, d, e, g	市町村図書館が活用しない資料(保存場所の狭隘化などにより保管しない資料や個人からの提供資料で自館が所蔵しない資料など)で、県立図書館に寄贈して保存及び利用に供することが適当な郷土資料については、市町村図書館に県立図書館へ寄贈していただくよう依頼をしている。	
宮城県	宮城県図書館	e							c	a, c, f, g	県内に協定等はないものの、事実上、県図書館が資料保存を担っている状況にある。	
秋田県	秋田県立図書館	a	b		ア、イ、エ	ア～e, イ・エ～g	a	d	d, e	a, d, e, f		
山形県	山形県立図書館	e							d * 注1			
福島県	福島県立図書館	a(ただし、雑誌のみについて)	a	a	イ	イ～b			c	a, b, c, d, e, f, g		
茨城県	茨城県立図書館	e							c	a		
栃木県	栃木県立図書館	a	b		イ	g * 注2			c	a, b, c, d, e, f, g	現在の雑誌の保存分担体制について、県内市町立図書館への指定管理者制度導入や書庫の狭隘化等、体制の維持に影響を与える状況が生じている。この現状を踏まえ、保存分担の見直しを行う時期が来ており、また、県内で1冊となった雑誌の扱い、図書の保存についても検討する必要があると考えている。	
群馬県	群馬県立図書館	e							c	a, b, e, g		
千葉県	千葉県立中央図書館	未回答										
東京都	都立中央図書館	e							d(特に保存方法について取り決めはない。)			

神奈川県	神奈川県立図書館	a	c	a, d	イ	g * 注3				d(あらかじめ保存すると決められた雑誌以外は所蔵館の判断で除籍)	i	
新潟県	新潟県立図書館	e								d(特に定めていない)	a, b, c, d, e	過去に、県内公共図書館で雑誌の保存分担を行っていたが、保存スペースや業務量など負担が大きいため、市町村立図書館から出されたため、検討の結果とりやめたという経緯がある。
富山県	富山県立図書館	c * 対象は県内全域	a	a	ア * 当面は文学資料のみ。	ア-b					a, b, c	
石川県	石川県立図書館	e								d(県域での資料保存については、未検討です。)	a, b, c, d, e, f, g, h * 注4	
福井県	福井県立図書館	c	c	d * 注5	ア	ア-c				c	a, b, c, d, e	
山梨県	山梨県立図書館	a	b		イ	g * 注6		* 注7	f * 注8	b	a, b, d, e, h(相互貸借・協力貸出に係る費用の確保)	
長野県	県立長野図書館	a	b		イ	イ-g * 注9				d(問11に、当館の実情を記載した。)	a, e	当館では、県内で1館のみが所蔵し、その所蔵冊数が1冊のみの希少資料について把握していない。ただ、市町村立図書館から除籍するからということで寄贈の申出があったときに、当館に所蔵していないものについては寄贈を受けている。
岐阜県	岐阜県図書館	e							f * 注10	d * 注11	a, c, e	
静岡県	静岡県立中央図書館	e								d 規程はない	a, d, e, g	県内一部地域(東部地区、県立を含まない)にて、雑誌の分担保存はしているが、現在見直し中とのこと。
愛知県	愛知県図書館	a	c	a	ア	d	aとbを併用	b	f * 注12	d * 注13	c, d, e	特になし
三重県	三重県立図書館	a * 注14	c	d * 注15	ア、イ、エ(新聞地方版)	ア-c, イ・エ-g				d * 注16	a, c, e	
滋賀県	滋賀県立図書館	a	a	a	ア、イ	ア-c, イ-g * 注17					a, b, c, d, e, f, g	資料保存センターについて県内公共図書館参加館で決定合意していても、実際に運用が始まって何年か経つと必ず不都合が生じてくる。その際、見直しについて参加館が協議し、長期の視野に立つて修正していくことが重要。
京都府	京都府立図書館	b	c	d	ア	ア-e	c	b	d	c	a, e, f	
大阪府	大阪府立中央図書館	e								c	a, b, c, d, e, f, g	
兵庫県	兵庫県立図書館	e								c	a, c, d	

奈良県	奈良県立図書情報館	e								d(所蔵館が廃棄と判断した場合、県立図書情報館へ寄贈を申し込むかは所蔵館に委ねている。現在、資料移管の仕組みづくりに向けて、市町村立図書館と検討中です。)	a, c, d	問9<保存方法について>で回答したように、現在、市町村立図書館の除籍予定資料を対象に、県立図書情報館の収集方針などの受入基準のもと、資料移管の仕組みづくりに向けて、市町村立図書館と検討中です。本仕組みの構築により、県内所蔵資料の充実はもとより、市町村立図書館からの利用申し込みの際には、県立図書情報館から県の搬送便で速やかに資料提供ができるものと期待しています。	
和歌山県	和歌山県立図書館	e								d(県内における冊数は把握していない)	a, d, e		
鳥取県	鳥取県立図書館	e								d(cであるが、特に協議課題になっていない。)	a, b, c		
島根県	島根県立図書館	e								c	a, d, e	都道府県立図書館の書庫増設すら難しい現状では、デポジットライブラリーの設置は、人員、費用の面でさらに難しい。	
岡山県	岡山県立図書館	a	b		工(新聞)	工-g (担当新聞を各館で割り振り)				c	a	新聞以外については、質問9のcにあるように各館の判断で除籍しているが、県立図書館は地域の「資料保存センター」機能を有しており、最近ではネットで県立図書館の所蔵を調べて、無い資料については除籍後、県立図書館へ送付する図書館が増えている。参考資料「新聞の共同保存に関する申し合わせ」(岡山県公共図書館協議会)	
広島県	広島県立図書館	d	未定							d	c	a, b, c, d, e, f, g	新聞については、「広島県公共図書館新聞についての保存協力に関する申合せ」がある。 平成24年度に県内公共図書館について、「資料保存に関する収蔵状況調査」を行い、現在の収蔵に係る具体的方策を検討中である。
山口県	山口県立山口図書館	e								d(当館では、県内市町村図書館が県内図書館の所蔵調査を実施した後に除籍しているかどうか、把握していない。)	a, e, f, g	<補足> 質問9の「都道府県内で1冊となった資料」が郷土資料の場合は、該当資料を市町村図書館が除籍した後、県立図書館が寄贈資料として受入する場合もある。	
徳島県	徳島県立図書館	e								d(統一した方針はない。)	a, b, c, e		
香川県	香川県立図書館	a	b		工(新聞)	工-g (協定に基づき保存する新聞及び保存館を決定)				c	a, b, c, d, e, f, g	香川県図書館協会では、協会加盟各館が、不用となり廃棄しようとする郷土資料について、他の公共図書館が有効活用できるよう、相互に情報提供を行う仕組みとして「不用となった郷土資料の譲渡のための情報提供について」を策定し、郷土資料保存の相互補完を行っている。	

愛媛県	愛媛県立図書館	e							d(保存についての取り決めはない。)	a, d, e, g	
高知県	高知県立図書館	e							d(高知県立図書館が県内図書館の資料保存センターとして保存したいと考えるが、その体制がなく、各館に任せている状況)	a, d, e	高知県、高知市は単独では十分な新図書館整備を行なえる財政力がない。周知のとおり、現在、図書館建設そのものを純粋に対象とした国庫補助金は、地方分権推進・規制緩和を理由として既に廃止されている。その中で、合併特例債と中心市街地活性化関連の交付金の活用を図り、中心市街地に高知県立図書館と高知市民図書館本館との合築による新図書館整備が決定された。新点字図書館と科学館も合築になるため、最大限界収容能力は雑誌も含め200万冊程度なので市町村分の保存センターになるのは無理である。 また、高知県立歴史民俗資料館の保存スペースが少ないこと、その他の総合博物館、文書館、資料館が県市ともないことから関連資料も図書館にあり、さらに余裕がない。
福岡県	福岡県立図書館	a	b	イ、エ(新聞)	イ-b, エ-g *注18			f(特になし)	d (該当あれば、その都度考える。)	a, b, c, d, e, f, g	・質問7～9の趣旨について、郷土資料ではなく、一般的な資料のことでしょうか。であるならば県立図書館の負担がより大きくなるのではないのでしょうか。 ・当県では、分担保存協定締結より、長時間を経ているため、分担保存館の負担が年々大きくなっている。バックアップ役となるべき県立図書館も同様の悩みをかかえており、紙→電子媒体への変換が必要だと考えるが、予算上の問題が非常に大きい。
佐賀県	佐賀県立図書館	a	b	イ	イ-g *注19				d *注20	a, c, d, e	
長崎県	長崎県立長崎図書館	a	b	イ、エ	g(分担保存リストに基づき各担当館が保存する。)				d(できる限り県立図書館が受入れている。)	a, d, e	
熊本県	熊本県立図書館	e							d(今後の課題ととらえ、県内で検討すべきと考える)	a, b, c, d, e, f	
大分県	大分県立図書館	e *注21							c	a, b, d, e, g	県の郷土資料(地域資料)については、県立図書館として収集・保存に責任を持って取組んでいる。一般資料については、国立国会図書館の全文データベースの配信等も勘案し、利用状況や収蔵スペースなどを考慮して保存を考えている。
宮崎県	宮崎県立図書館	e							d *注22	a, c, d, e, g	
鹿児島県	鹿児島県立図書館	e							d(取り決めていない)	a, d, e, f, g	特になし

沖縄県	沖縄県立図書館	e								d(現在のところ、取り組みを行っていない)	a, b, c, g	
-----	---------	---	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	------------	--

	都道府県	質問1					質問2			質問3				質問4				質問5	質問6				質問7				質問8					質問9				質問10									
		a	b	c	d	e	a	b	c	a	b	c	d	ア	イ	ウ	エ		a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f	g	h	i
36	香川県	1					1										1	エ-g												1			1		1	1	1	1	1	1	1	1			
37	愛媛県				1																									1	1				1	1			1						
38	高知県				1																									1	1				1	1									
39	福岡県	1					1						1	1	イ-b, エ-g												1			1	1	1	1	1	1	1	1								
40	佐賀県	1					1						1		イ-g															1	1			1	1	1	1								
41	長崎県	1					1						1	1	g															1	1			1	1	1	1								
42	熊本県				1																								1	1	1	1	1	1	1	1									
43	大分県				1																								1	1	1			1	1	1		1							
44	宮崎県				1																								1	1			1	1	1	1		1							
45	鹿児島県				1																								1	1			1	1	1	1	1	1							
46	沖縄県				1																								1	1	1	1			1	1	1	1	1	1					
	合計	14	1	3	1	26	4	9	5	6	0	0	4	8	12	1	7		2	1	1	0	0	2	0	1	0	0	0	3	1	3	0	1	15	26	41	19	24	28	33	15	19	2	1

* 注

- 山形県 * 注1 山形県図書館協会(山形県内の公共図書館・公民館図書室で構成)で取り決めはない。
なお、県立図書館が除籍する本については、県内の公共図書館・公民館図書室に受け取りの照会をしており、また、一部公共図書館から県立図書館へ同様の照会を受ける場合もある。
- 栃木県 * 注2 栃木県公共図書館協会内で検討委員会を設け、各館で保存分担する雑誌を決定。
各館で保存困難な状況が生じた場合、取り扱いについて協議することとしている。
- 神奈川県 * 注3 あらかじめ保存する雑誌のタイトルを決めておき(県立図書館と市町村立図書館で合意したタイトル)、
①市町村立図書館で分担保存するもの、②県立図書館の資料として受入れて保存するもの、の2種類のリストを作成して、処理している。
- 石川県 * 注4 県域における資料保存については、県立図書館がその役割を果たすことが望ましいと考えます。
しかし、当館は、建物の老朽化が著しく、資料の保存能力も限界であるので、現状では、県域の資料保存に着手することが難しい状況です。
- 福井県 * 注5 市町立図書館が保存。もしくは所蔵館が除籍した資料のうち県立で保存を決定した資料は県立図書館で保存する。□
- 山梨県 * 注6 県立図書館未所蔵で市町村立図書館が受入れている雑誌のうち、県協会で保存が必要と判断したものを受入中の段階から選択□
* 注7 ※県立図書館では、雑誌を除き、県内に1冊(点)になったことの把握や、その保存に対する特別の対応はしていない。|
* 注8 継続保存が割り当てられた館が当該雑誌を中止(除籍)したい場合は、県協会に通知する。□
県協会は他に引き継ぐ館を探すか県立図書館での受け入れを検討する
- 長野県 * 注9 県立長野図書館所蔵以外のものであって、各館が継続して収集中の雑誌(郷土誌を除く。)で、
保存希望の多いものの中から長野県図書館協会公共図書館部会が定めたもの
- 岐阜県 * 注10 県内で1冊であるかどうかを所蔵館、県図書館とも調査していない場合の方が多い。
* 注11 所蔵館から除籍の連絡があった資料を受入保存するかを検討し、県内で1冊であるかどうかについてはこだわっていない。
都道府県レベルで所蔵館がない場合は受入・保存するよう検討する。
- 愛知県 * 注12 原則除籍せずに所蔵館で保管するが、県立図書館が最終的な保存の責任を持つ
* 注13 所蔵館(市町村立図書館)が保存するが、保存が困難になった場合は、県図書館が保存するなど最終的な保存の責任を持つ
- 三重県 * 注14 参考として、「三重県図書館資料(図書、雑誌、新聞)保存実施要領」を添付します。
* 注15 ・図書は、県立未所蔵のもので、永年保存が望ましいものを市町立図書館で除籍後、県立を引き取って保存
・雑誌、新聞地方版は、県立未所蔵のものでタイトルを決めて、市町立図書館で分担保存□
* 注16 市町立図書館が除籍する際に、県立図書館に連絡、県立で保存するかどうか県立の収集方針によるため、
県内で1冊になっても保存されないものもある。
- 滋賀県 * 注17 市町立図書館で除籍する雑誌のうち、滋賀県公共図書館協議会で取り決めた移管雑誌対象タイトルについて、
アンカー館を通じて県立図書館に移管する。 ※アンカー館とは、欠号管理について最終責任を負う館をいう。

福岡県 *注18 協定で、全国紙やブロック紙の福岡県内の各地方版について、分担館を決定。その館が責任をもって保存する体制。

佐賀県 *注19 分担保存雑誌を県公共図書館協議会で決定し、各館で保存

*注20 cのとおり除籍しても構わないのですが、所蔵館の判断で除籍の対象から外されている状況。(県内一冊であれば除籍をしない)□

大分県 *注21 「資料(図書)収集・保存の分担に関する指針」(大分県公共図書館等連絡協議会)あり

宮崎県 *注22 該当する事例が判明した時点で検討するが、県立図書館に引き取って所蔵することになると思われる。□

添付資料一覧(* 調査回答時に都道府県立図書館より添付された資料)

	都道府県名	添付資料
1	秋田県	新聞・雑誌の分担保存に関する協定
2	栃木県	購入雑誌の保存分担に関する取扱要領 / 別表
3	富山県	富山県立図書館資料センター運用規程
4	山梨県	雑誌の保存に関する取扱要領
5	長野	雑誌の分担保存に関する規程
6	三重県	「三重県図書館資料(図書、雑誌、新聞)保存実施要領」の概要
		新聞分担保存一覧
		雑誌分担保存一覧
7	滋賀県	滋賀県資料保存センターの運用について 県内市町村立図書館の資料保存(1992年6月11日 県公図理事会資料)
		滋賀県資料保存センターの運用について 県内市町村立図書館の資料保存(1994年10月8日一部改正)
		移管雑誌マニュアル
8	岡山県	新聞の共同保存に関する申し合わせ
9	香川県	不用となった郷土資料の譲渡のための情報提供について
		香川県内公共図書館新聞保存分担要領 / 別表 香川県内公共図書館新聞保存分担表
10	福岡県	福岡県公共図書館等協議会雑誌分担保存に関する協定書
		福岡県公共図書館等協議会「新聞分担保存に関する協定書」
11	佐賀県	佐賀県内公立図書館の雑誌分担保存に関する協定書 / 別表
12	長崎県	長崎県公共図書館の雑誌・新聞分担保存に関する協定書
13	大分県	「資料(図書)収集・保存の分担に関する指針」 大分県公共図書館等連絡協議会